



●がん相談支援センターで相談できること シリーズその①『お金や仕事のこと』

実は、がん相談支援センターに寄せられる相談の3割が生活に直結するお金や仕事に関することです。安心して治療を受けるためにはとても大切なことですよね。がん患者さんが活用できる可能性がある制度の一部を簡単にご紹介します。

高額療養費制度を活用できていますか？

年齢、収入によってひと月の医療費の自己負担額に上限が設定されています。さらに、月の途中で転院した人、同じ月に入院と外来の両方で治療を受けた人、ご家族も高額な医療費がかかっている人の中には、申請すると医療費の還付が受けられる場合があります。

休職中の経済保障『傷病手当金』をご存じですか？

社会保険と呼ばれている健康保険をお持ちの方がお仕事を休んでお給料が支給されない場合、加入されている健康保険組合から傷病手当金の給付が受けられます。条件を満たせば、退職後も引き続き給付が受けられる可能性があります。

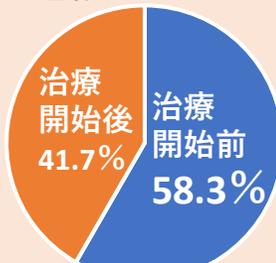
『がん』も障害年金受給の対象になることがあります

病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に受け取ることができる年金です。障害者手帳がなくても受け取れる方もいます。年金保険料の納付状況、体や心の状態が基準を満たしているかなどの条件が設けられています。

●『びっくり退職』って何！？

全国規模の患者調査で、がんと診断後に退職を選択した患者の約6割が治療開始前(がんの疑い、診断直後など)に退職していたことがわかっています。「仕事をしている場合じゃない」「治療に専念しないと」という思いからかもしれないかもしれませんが、がんと診断されて慌てて退職する「びっくり退職」にはデメリットもあります。

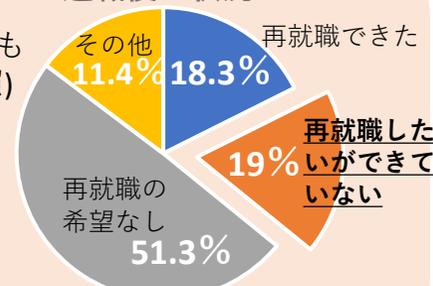
退職のタイミング



【患者体験調査報告書令和5年度調査】より

治療による体調変化がある中で就職活動をするのは思ったよりも大変なことです。(右のグラフ参照) 在職中にしか利用できない社内制度もあり、それらを活用することで退職を避けられることも。大切な決断をする前に、早めに相談することが重要です。

退職後の状況



【患者体験調査報告書令和5年度調査】より

まずは、がん相談支援センターにお気軽にご相談ください 相談員による個別相談

がん専門相談員(看護師、社会福祉士)が対応。会社へどう相談するか、傷病手当金の申請方法などについてご相談ください。

ハローワーク出張相談(週1回)

治療をしながらの求職活動について相談ができます。

社会保険労務士出張相談(月1回)

障害年金、会社との調整方法などについて、より専門的な相談ができます。

↑ 詳しくは、がん相談支援センターにお気軽にお問い合わせください ↑

がん相談支援センターは、E棟1階 ドトールコーヒーサテライト店の裏側にあります(内線:1173)